

令和6年(ワ)第29396号

発信者情報開示命令の申立についての決定に対する異議の訴え

原告 佐々木啓太

被告 堀口英利

意見書

5

令和7年1月30日

東京地方裁判所民事第32部乙はA係 御中

10

原告訴訟代理人弁護士 小沢一仁

上記当事者間の頭書事件につき、原告の意見は以下のとおりである。

第1 意見の趣旨

15

本件申立を却下すべきである。

第2 意見の理由

資料1-1、資料1-2の人物は原告ではない。被告は、氏名以外で当該人物が原告であることを裏付ける主張を何らしていない。

20

第3 結語

よって、被告の申立は担保提供の要件を欠くため、却下されるべきである。

以上